

県と市町の連携による 感染拡大防止協力支援金 について

【受付案内】
広島県

制度概要

申込期間：4月30日～6月1日

緊急事態措置期間中（令和2年4月22日から5月6日まで）に休業等の要請に全面的に協力をいただいた中小企業者等に対し、支援金を支給します。

※中小企業者等には、個人事業主を含みます。

対象者

・休業や営業時間短縮の要請等を受けた
県内の施設を運営する以下の事業者

- 中小企業者
- 個人事業主

※4月22日～5月6日までの間、
県の要請に協力いただいた場合

条件等

● 全面的な協力

緊急事態措置の全期間、要請等に応じた休業や食事提供施設における営業時間の短縮を実施すること。

● 雇用の維持（雇用者がいる事業者）

国の雇用調整助成金を利用するなど雇用の維持に最大限努力すること。

提出資料

申請書の他、以下の書類提出が必要となりますのでご準備ください。

- ・ 営業実態が確認できる書類：確定申告書の写し、営業許可証の写しなど
- ・ 休業の状況が確認できる書類：休業期間を告知するホームページや店頭ポスターの写しなど
- ・ その他提出が必要となる書類：誓約書、本人確認書類の写し、振込先口座がわかる通帳の写しなど

提出にあたっての注意事項

※提出は、感染拡大防止のため、**郵送**又は**メール**でお願いします。

※申請様式は県ホームページからダウンロードしてください。なお、紙の申請書の様式は県庁・各総務事務所（廿日市、呉、東広島、福山、尾道、三次、庄原）、市町、商工会議所、商工会等でお取りしております。

※記載や添付書類等に関するご質問等は、下記「協力支援センター」に電話でお問い合わせください。

支給額

雇用者がいる中小企業者	要請等に協力し休業いただいた施設（食事提供施設を含む）	30万円 （複数施設を全て休業した場合50万円）
	食事提供施設で営業時間を短縮いただいた施設	10万円 （複数施設の全てで営業時間を短縮した場合15万円）
雇用者がいない事業主	要請等に協力し休業いただいた施設（食事提供施設を含む）	20万円
	食事提供施設で営業時間を短縮いただいた施設	10万円

※休業等の要請を行っている施設名は、県のホームページでご確認ください。

※虚偽の申請や誓約事項に反していることが判明した場合、支援金の返還及び違約金が発生します。

■ 問い合わせ先：広島県「協力支援金センター」 [TEL:082-513-2828](tel:082-513-2828)

詳しい内容については、[県ホームページ](#)をご覧ください。

広島県 協力支援金 検索



※この協力支援金は、補正予算が広島県議会で可決された場合に実施します。